

「NIFSボランティア」について

〈ボランティア登録される方へ〉

1 「NIFSボランティア」の目的

「NIFSボランティア」は、奈良県内で国際交流・国際理解のための活動や在 住外国人に対する支援活動がより活発に行われるよう、これらの活動にボランティアで取り組む意欲のある方を登録し、通訳や翻訳、文化紹介などの活動を行っていただくものです。

2 ボランティアの種類と活動内容

ボランティアの種類は次の6種類で、複数のボランティアに登録できます。具体的な活動内容等は、別表に記載しています。

- (1) 通訳・翻訳ボランティア
- (2) 外国文化紹介ボランティア
- (3) 日本文化紹介ボランティア
- (4) ホストファミリー
- (5) 留学生里親ボランティア
- (6) NIFS事業サポーター

3 ボランティア登録の要件

ボランティアに登録できる方は、次の①から⑤までのすべての要件を満たす方です。ただし、各ボランティア毎の登録要件は、別表に記載しています。

- ① 奈良県内及び近隣府県に在住、または通勤・通学している方。ただし、ホストファミリーは、奈良県内及び近隣府県に在住している方
- ② 人種、民族、国籍や地域などに関して差別意識や偏見を有さず、ボランティア活動に主体的に取り組む意欲のある方
- ③ 登録期間中、NIFSと円滑に連絡が取れ、NIFS及びボランティア活動を依頼する団体が指定する活動場所において活動できる方
- ④ 16歳以上の方(ホストファミリーを除く)。ただし、18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
- ⑤ 他のボランティアと協力するなど、ボランティアとしての自覚と責任を持って活動できる方

4 ボランティア活動依頼をお受けする団体

ボランティア活動の範囲は、NIFSが主催する事業のほか、次に掲げる団体が実施する営利、政治活動及び宗教活動を目的としないものです。

- ① 国・地方公共団体とその関係機関
- ② 国際交流・国際理解活動、在 住外国人支援活動を行う公共的団体
- ③ その他NIFSが適当と認めた団体

5 登録の申込み

ボランティア登録を希望される方は、NIFSボランティア登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、NIFSに提出してください。

6 登録の手続き

登録申込書を受理した際、NIFSから趣旨等をご説明させていただき、ご同意いただいた後、登録の可否について申込者に通知します。

7 登録後の留意点

- (1) 登録証を交付しますので、ボランティア活動の際には、登録証を携帯してください。
- (2) 登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにNIFSに連絡してください。

(3) NIFS主催のオリエンテーション等を受講し、ボランティア活動を行うにあたっての知識の習得に努めてください。

8 登録期間

登録した日から2年経過後の年度末までです。登録期間満了前に連絡させていただきますので、引き続き登録を希望される場合は、改めて登録申込書を提出してください。

9 登録の取消

登録者が次の各号に該当する場合は、登録を取り消す場合があります。

- ① 登録者から登録辞退の申し出があったとき
- ② 登録者が死亡したとき
- ③ 登録者に連絡が取れないなど、所在不明となったとき
- ④ 上記3に規定する登録要件を欠くこととなったとき
- ⑤ 登録者として不適格と認められる行為があったとき

10 個人情報の保護

- (1) NIFSは、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的には使用しません。
- (2) 登録者又は登録者であった方は、本制度により知り得たNIFS及び個人等に関する情報を他人に知らせたり、ボランティア活動以外の目的に使用しないでください。

11 ボランティア活動の依頼と決定

- (1) NIFSがボランティア活動をお願いするときは、活動内容に適した登録者を対象にボランティア活動者を募集し、応募者の中から決定します。ただし、特別な事情がある場合は募集せずに、特定の登録者に活動をお願いすることがあります。ホストファミリーの決定については、応募のあった登録者の中から、原則として先着順により決定します。
- (2) ボランティア活動者を募集するときは、原則として、Eメール又はFAXにより募集します。ただし、緊急の場合は、口頭(電話を含む)により募集することがあります。
- (3) ボランティア活動者決定後は、活動依頼団体が直接、ボランティア活動者と連絡を取り、具体的な活動内容等の詳細について事前説明します。
- (4) ボランティア活動者(留学生里親ボランティアを除く)は、ボランティア活動終了後2週間以内に、所定の様式により、ボランティア活動状況についてNIFSに報告していただきます。

12 保険加入

本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、ボランティア活動者を補償の対象とする保険にNIFSが加入し、その費用を負担します。

13 経費の負担等

- (1) 本制度によるボランティア活動は、原則として無報酬とします。ただし、依頼内容により、NIFSと活動依頼団体が調整し、活動依頼団体からボランティア活動者に謝金が支給される場合もあります。
- (2) ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、ボランティア活動者に負担していただきます。ただし、活動依頼団体が負担する場合があります。
- (3) ホストファミリー及び留学生里親ボランティアにかかる経費の負担については、別表のとおりとします。

14 免責等

- (1) ボランティア活動中は、事故や不注意により他の者に損害を与えないよう十分に配慮してください。
- (2) ボランティア活動者が活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、NIFSが加入する保険から支払われる金額を限度とします。
- (3) ボランティア活動者の活動不履行により活動依頼団体が被った損害について、NIFSは賠償の責を負いません。
- (4) ホームステイ・ホームビジットの期間中に、万が一ビジターに事故などが生じた場合、NIFSは賠償の責を負いません。

| ボランティアの種類 | 活動内容・個別の登録要件等 |
|-------------------------|--|
| <p>(1) 通訳・翻訳ボランティア</p> | <p>【活動内容】 国際交流・国際理解活動及び在住外国人支援活動に関する下記の内容の通訳・翻訳。 (1) 会議やイベント、行政機関窓口等における通訳 (2) 案内文書やパンフレット等の翻訳 (3) NIFSが本制度のボランティア活動として適当であると認めたもの</p> <p>【登録要件】 (1) 通訳を希望する方は、日本語および外国語で日常会話以上の会話を有している方 (2) 翻訳を希望する方は、日本語および外国語で日常文以上の翻訳力を有している方</p> <p>【その他】 (1) 通訳派遣は、国および地方公共団体からの依頼に限ります。 (2) 医療関連、訴訟関連、刑事事件関連等専門的な知識を要する活動における通訳・翻訳は行いません。</p> |
| <p>(2) 外国文化紹介ボランティア</p> | <p>【活動内容】 国際交流・国際理解活動の場において、特技や資格・経験を生かして、外国の生活や文化を紹介。</p> <p>【登録要件】 留学生をはじめとする外国の生活や文化を紹介できる方</p> |
| <p>(3) 日本文化紹介ボランティア</p> | <p>【活動内容】 国際交流・国際理解活動の場において、特技や資格・経験を生かして、日本の生活や文化を紹介。</p> <p>【登録要件】 日本の生活や文化を紹介できる方</p> |
| <p>(4) ホストファミリー</p> | <p>【活動内容】 奈良を訪れる外国人を家庭に受け入れ、家族と共に生活することにより、お互いの生活習慣や文化・価値観に対する理解を深めます。</p> <p>【登録要件】 以下のすべての要件を満たす方 ① 同居者全員の同意を得ていること ② ビジターの国籍や地域、年齢、職業を問わず受け入れることができること ③ ホームステイを受け入れる期間にビジター専用の部屋を確保できること ④ 受入れに際し、指定場所までビジターの送迎ができること ⑤ 一人暮らしではないこと</p> <p>【ビジターの要件】 以下のすべての要件を満たす方 ① 外国国籍を有していること ② 日本や奈良の歴史文化、生活、習慣等に関心を持ち、かつホストファミリーと相互理解を深める意欲があること ③ ホームステイ・ホームビジットの期間中、奈良県内での活動を主な予定としていること ④ 営利を目的として日本を訪問し、またはその目的で現に日本国内に滞在している方でないこと</p> <p>【ホームステイの期間】 原則として1週間以内とします。ただし、ホストファミリーの了解のある場合は、1年以内のホームステイも可能とします。</p> <p>【経費の負担】 (1) ビジターはホームステイ・ホームビジットの期間中、交通費や通信費、外食費などの経費を負担します。 (2) ホストファミリーはホームステイ・ホームビジットの期間中、家庭での食費や宿泊費などの経費を負担します。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>(3) ビジターは7日間を超えるホームステイをする場合は、7泊目から1日あたり1,500円を滞在費の一部としてホストファミリーに支払います。</p> <p>(4) 1ヶ月間を超える長期のホームステイの場合は、上記(3)によることなく、ホストファミリーとビジター間の協議により、ビジターがホストファミリーに支払う滞在費の額を決めることができます。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) ビジターは、ホームステイ・ホームビジットにかかる自己の責に帰すべき一切の責任を負います。</p> <p>(2) ホームステイ・ホームビジットの依頼団体は、ホームステイ・ホームビジットにかかるビジターの責に帰すべき一切の責任をビジターと連帯して負うとともに、ビジターの病気や事故などの緊急時に責任を持って対応します。</p> <p>(3) ビジターはホームステイ・ホームビジットにかかる条件について、直接ホストファミリーと交渉してはいけません。</p> <p>(4) ビジターは原則として、ホストファミリー決定後のホームステイ・ホームビジットのキャンセルや日程変更をすることはできません。万一、キャンセルや日程変更が生じた場合は、速やかにNIFSへ連絡します。</p> <p>(5) ホストファミリーは原則として、受入決定後のキャンセルをすることはできません。万一、キャンセルすべき事態が生じた場合は、速やかにNIFSへ連絡してください。</p> |
| <p>(5) 留学生里親ボランティア</p> | <p>【活動内容】</p> <p>奈良県内の大学等で学んでいる留学生の里親として、奈良で生活する上での相談相手として精神的な支えとなり、NIFS主催イベントへの参加や各自のホームビジットなど普段の生活の中で留学生と交流します。</p> <p>【登録要件】</p> <p>以下のすべての要件を満たす方</p> <p>① 同居者全員の同意を得ている方</p> <p>② 留学生の国籍や地域、年齢を問わず受け入れることができる方</p> <p>③ 留学生の生活事情や希望に配慮した交流ができる方</p> <p>【経費の負担】</p> <p>(1) 留学生は里親との交流にかかる交通費や通信費、外食費などの経費を負担します。</p> <p>(2) 里親は留学生との交流に際し、ホームビジットにかかる食費などの経費を負担します。</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 対象となる留学生は、奈良県内に所在する大学院、大学、短期大学、高等専門学校に在学する留学生とします。</p> <p>(2) 留学生の募集は、原則として年1回実施し、NIFSが里親とのマッチングを行います。</p> <p>(3) マッチング期間は、原則としてマッチング当該年度末までとし、それ以降の交流は自由とします。</p> <p>(4) マッチング後、やむを得ない理由により、双方のどちらかから申し出があった場合、交流を中止または中断することができます。</p> |
| <p>(6) NIFS事業サポーター</p> | <p>【活動内容】</p> <p>NIFSが実施する事業のサポーターとして活動します。主な活動内容は下記のとおりとします。</p> <p>(1) イベント運営(受付、参加者のサポート等)</p> <p>(2) 多言語情報提供(企画、情報収集、原稿作成等)</p> <p>(3) NIFSラウンジの企画運営(展示、ミニイベントの企画運営等)</p> <p>【登録要件】</p> <p>NIFSの活動に興味があり、事業協力を積極的な方</p> <p>【その他】</p> <p>イベント開催時以外の活動の拠点、原則として、NIFSの事務所(奈良国際研修館)とします。</p> |